

カザフスタンの捕虜収容所 —保健衛生の実情を中心に—

*Lagers for POWs in Kazakhstan:
Their Health Care System and Hygienic Conditions*

ヌルシャート・ジユマデローヴァ*
Nurshat Zhumadilova

1941 - 1950年にカザフ社会主義共和国では、ソ連内務人民委員部／内務省の収容所が数多く設置され、稼働していた。収容所総数は、研究者によれば14であり、うち4はカラガンダ州にあった。表1はカザフスタンの収容所における捕虜・抑留者数の年次推移、表2は州ごとの収容所の数と番号（連邦の通し番号）、表3は捕虜・抑留者の民族別分類である。

表1 1946-1950年のカザフスタンにおける収容所の捕虜・抑留者数

年月日	1946.01.01	1946.06.01	1947.01.01	1947.07.01	1948.01.01	1948.06.01	1949.01.01	1950.01.01
数	51928	51138	59974	56248	40013	34811	18077	1469

表2 カザフスタンの捕虜・抑留者収容所

州名	数	収容所番号
アクモリンスク	1	330
アクチュビンスク	1	222
アルマ・アタ	1	40
東カザフスタン	3	45,347,528
グリエフスク	1	262
カラガンダ	4	37,39,99,502
クズィル・オルダ	1	468
南カザフスタン	2	29,348
合計	14	

* カラガンダ・ボラシャーク大学（カザフスタン）教授、Professor, Karaganda “Bolashak” University, Kazakhstan
（訳者註）本稿の前半は、分所ごとに時系列で捕虜・抑留者数を示したものだが、詳細に過ぎるので割愛した。

表3 カザフスタンの収容所における捕虜・抑留者の民族別数字

民族	1946.01.01	1946.06.01	1947.01.01	1949.01.01
日本人	29412	27986	35902	8655
ドイツ人	15487	13762	16099	8748
ルーマニア人	5081	4545	4366	320
ハンガリー人	1116	1152	1758	35
イタリア人	832	42	-	-
ポーランド人	-	970	-	-
オーストリア人	-	940	997	66
モルダヴィア人	-	625	-	
ユダヤ人	-	482	-	
ロシア人	-	203	-	-
ウクライナ人	-	121	-	-
チェコ人	-	63	-	-
スペイン人	-	59	-	79
中国人	-	-	-	97
朝鮮人	-	-	-	48
その他	-	188	-	29
合計	52928	51138	59873	18077

カザフスタンにあるソ連内務人民委員部／内務省の捕虜・抑留者収容所の人員配置はとくに多様だというわけではない。もちろん、若干の特徴もある。個々の収容所に課せられた目的や任務を含む状況、地域的特質、一定の物質的基盤の有無、その他の要因によるものである。

多くの収容所では業務棟と居住棟は各種の経済機関によって提供され、その機関の施設で囚人は働いた。例えば、ジェスカズガンの第39収容所、バルハシの第37収容所、ウスチ・カメノゴルスクの第45収容所、スパスクの第99収容所などである。建物の一部はレンガ、片岩または荒石で造られている。しかし、半地下式住居〔ゼムリャンカ＝地下式住居〕、木や葦で造られたバラックといった仮の住居もかなりあった。テントもしくは粘土製の住居で我慢しなければならない場合もあった。

第39収容所の住居は、荒石造りのバラック、半地下式住居から成り、客車式の二段ベッドを備えていた。第37収容所の住居は主として、二段ベッドを備えたレンガまたは木製のバラックだった。

フィゴーリの情報によれば、第39収容所における捕虜に対する給養の状態は総じて満足できるものだった。もちろん、食糧の保存状態、一部の食品の不足、供給部長による料理の質に対するコントロールの欠如は珍しいことではなかった。これらはすべて、何よりも、収容所が供給基地から遠いこと、倉庫代わりの建物しかないこと、病気の捕虜が多いため供給部職員の負担が大きいこと、といった客観的原因によるものである。主観的な要因も加えることができるが、それは食糧・飼料供給部職員の質が然るべき水準に達していないことである。その結果、捕虜に与えられる、ただでさえ乏しい食事の質は決して高い水準ではなかった。

公文書のデータによれば、1946年初頭に第99収容所では日本人向け食事は規定どおりには与えられなかった。収容所には米がなかったため、粉類が支給され、健康状態に極めて好ましからざる影響を与えた。当時の一日当りカロリーは2200ないし3500カロリーだった。

1. 第37、39、99収容所の日本人捕虜の給食は、ソ連内務人民委員部／内務省の規定に則って行われた。

2. 給食は、捕虜のカテゴリー〔将軍、将校、下士官、兵卒〕に応じ、遂行された作業の結果に応じて格差をつけられた。
3. 国全体として食糧源に限りがあるため、給与基準は引き下げを余儀なくされた。1946年11月15日付ソ連内務省命令第450号は、生産ノルマの遂行に応じた差別的給食を導入した。
4. 日本人捕虜への給食は、ノルマ表に記された食品ではなく、有り合わせの食品であった。

健康保全の問題に関連してまず指摘できるのは、収容所所在地区は伝染病防止には適さず、住民の間では各種の伝染病が発生した。しかも、日本人捕虜は各種の伝染病の発生源から収容所に移動してきた。それゆえ、収容所の衛生業務は何よりも、持ち込まれた伝染病の根絶、捕虜への伝染予防に向けられた。胃腸にかかわる伝染病に対しては、衛生業務担当者一人ひとりに発疹チフスなどの予防接種が行われた。収容所の開設当初は、殺菌設備の備え付けには非常に問題があった。1945年12月から1946年1月にかけて、収容所の伝染病対策庫には消毒薬も石鹸もなかった。

バラックは衛生設備を備えているはずだったが、その秩序は必ずしも衛生上の要請を満たしていなかった。各バラックに寝床など一式が揃っていても、汚れていて、洗濯すべきものだったことがよくある。バラックには熱湯保存タンクがあったが、実際には給湯が途切れていた。それは捕虜各人が持つ水筒でカバーされた。給湯用の蛇口がついた洗面台はすべてのバラックにはなかった。捕虜は分所のシャワー室で洗濯するのが普通だった。冬期にバラックでは、ノーマルな温度が必ずしも保たれなかった。1947年2月、バラック、医務室、隔離室の温度はせいぜい14-16度℃だった。

胃腸障害があったわけは、塩分の多いバルハシ湖の特別な水で説明できる一方、捕虜に衛生規定違反を許し、作業現場で生水を飲ませたことでも説明できる。診療所を訪れた患者の数の多さからすると、いわゆる「その他」病にも注意すべきである。気管支炎、肋膜炎、扁桃炎、インフルエンザ、歯痛、腸炎、胃炎、湿疹、眼病、耳病、打撲、筋炎等である。

給食の悪さも大きな理由で、1947年4-5月に収容所の食糧倉庫では野菜がなかったため、ジャガイモが穀粉と交換され（前者400gに後者80g）、米（医務室にしかなかった）が小麦のひきわりと交換された。中央医務室では新鮮な牛乳とイースター・チーズの私的取引（前者100gに対して後者33g）が行われた。収容所は穀粉を小麦粉のみ受け入れたため、メニューを多彩なものにすることができなかった。この時期は総じて、収容所に対する食糧保障は極めて逼迫し、不足していたのである。

上記3収容所の分所では、治療施設＝医務室はベッド数が定員を下回り、予診室や隔離室がなく、主要な医薬品・薬剤も極度に不足し、レントゲン設備や研究室も欠いていた。病人の中で多いのは栄養失調、結核、インフルエンザ、急性胃腸炎の他、「その他」に入る病気もあった。

軽い結核と診断された者の死亡率は高かった。例えば、1945年10月27日から1947年9月までに第39収容所で死亡した日本人84人の病気は栄養失調、結核などであった。1948年1月28日の死亡を加えると、日本人死亡総数は85人であるが、年別で見ると、1945年15人、1946年65人、1947年5人、1948年1人である。

1946年10月から1947年9月までの第39収容所の日本人捕虜及び抑留者の罹病率、死亡率のデータから、罹病率、死亡率の月ごとの変化も見る事ができる。死亡率の高さの原因は、厳しい気候条件、設備の欠如、捕虜に対する食糧保障の不十分さであった。加えて、収容所における医薬品の欠乏が挙げられる（スルフィジン、ブドウ糖、酸素、ビタミン剤、カンフル剤、カフェイン、塩化カルシウム等）。

病気のうち上位を占めたのは、栄養失調、結核、急性胃腸炎である。1946年3月以降、急性胃腸炎患者の数が正確には掴めなくなった。同年5月以降は、栄養失調患者の数が減った。他方、結核患者は1946年3月から急増し、12月初めまで高水準を維持した。主要な病気の診断記録によれば、死亡率1位は結核が占め、とくに1946年前半がそうだった。第2位は栄養失調とビタミン欠乏症で1946年後半が目立ち、これらに他の病気が続いている。

収容所管理部の民警少佐カーニンンは、1947年5月15日付命令第88号「1947年春夏期の収容所における急性胃腸炎予防策実施」に指摘された事実を証言している。「分所長は広場や小路を清掃し、外観の清潔さに安心してしまい、伝染病蔓延の原因たる主要問題では何もなかった」と。

上記命令では、事実上すべての収容所で非衛生的な状態があると、事例をもって指摘された。収容所敷地では「今日まで分所敷地はまったくゴミが清掃されておらず、ゴミを一晩ためておくゴミ溜めもゴミ箱もない。敷地のトイレには尿尿があふれ、穴から地表に滲み出し、尿尿タンクは漏れている。こうして土壌が尿尿で汚され、胃腸伝染病の蔓延を助けている。分所には、掃除用の箒やスコップ、熊手が十分にはなかった。ゴミの捨て場は敷地のごく近くに設けられた。尿尿も敷地から300 - 400m以内の場所に運ばれた。食糧倉庫やパン製造所の周辺の土地は、各種の廃棄物や尿尿で汚れ、倉庫自体もきちんとしていなかった。

パン製造所は汚れ、生パンを発酵させる桶は系統的には掃除されておらず、イースト菌を培養する樽も蓋がなく、作業服は汚れ、仕上げもゴミだらけの中だった。食糧・飼料供給部長のブローシンはこうした欠陥を除去する措置をとらず、倉庫地域の非衛生的状態をなくすのを妨げる原因を、何としてでもパン製造所や倉庫建物に見ようとしている。

捕虜の兵舎、とくに捕虜検疫室は汚れている。兵舎の掃除はのろのろしており、秩序だっていない。捕虜用の敷布は極めて汚れており、肌着も良い状態どころではなかった。捕虜は浴場に来るとき、いつも肌着を変えるとは限らない。タオルも汚れている。物品供給部長のレフチェル大尉と分所長は、捕虜に清潔な敷布と肌着を提供するといった重要な方策を勝手に放棄し、分所物品供給部長に委せたのだが、彼は自分の仕事に犯罪的なほどぞんざいに取組み、肌着洗濯の改善のために何の措置もとっていない。釜は兵舎の中にあるが、釜を載せる小棚が汚れ、棚には各種の布切れ、石鹼、煙草、パン等が並んでいる。熱湯用の樽は汚れ、多くは錆び付いている。熱湯用樽も洗浄されず、錠もないため、熱湯が汚れ、温い湯より伝染病蔓延にとって危険になっている。夜間の用便桶は洗浄されず、昼間に兵舎に置かれていたこともある。部屋の掃除は一つの空間だけで、ベッドの間や下、ペチカの裏などは掃除されていない。ベッドと窓は、濡れた布切れでふかれていない。

給食施設の衛生状態は良くなかった。調理用のテーブルは汚れていた。第2分所では、調理用テーブルの上のアルミニウムの下に大量のゴミがたまり、まな板はカビだらけだった。調理用テーブルもまな板も不足していた。そこでは、イースト発酵は蓋なしの樽で準備された。第1分所の調理場は非常に汚れていた。第2分所では、熱湯が飲料用として不足していた。食器は熱湯不足のため、水で洗浄された。料理担当者は汚れた作業服で働き、温水はいつでも使え、捕虜はしばしば生水を飲み、食事運搬用の特別馬車もなかった。生産現場の給食は杜撰で、多くは非衛生的だった。

作業場には、食事と熱湯を準備する設備が必ずしも備わっていなかった。生産現場での捕虜への給食は、汚れて錆びた食器でなされた。分所供給部長代理は給食、給湯のような重要な仕事を捕虜に任せ、自分は逃げていた。

衛生の実態を示すのに、二つの要素を挙げておく。第一は、給食施設の窓や兵舎の小窓が壊れ

ていて、「資材があるにもかかわらず、今日まで修理されていない」ことだった。第二は、分所や兵舎では清潔にし、整頓するという捕虜教育が十分に実施されていないことだった。その結果、捕虜は「自然の欲求をトイレではなく、住居や空き地、倉庫で満たしてしまうこと」がよくあった¹。

もちろん、この時期に分所の、トイレ、ゴミ箱、ゴミ捨て場、汚水溜め、また給食施設、住居、その他の建物は、衛生基準から見ると総じて満足すべき状態だった。しかし、一部の分所では衛生基準から外れた事例があった。例えば1945年12月、第4、5、8、11分所ではトイレ掃除が適時になされていなかった。そこで12月13日、第99収容地所長レーベチエフ中佐は「トイレの衛生実態と適時の清掃について」という命令を出した。「トイレは一杯で、糞尿が穴から漏れ出し、ために分所敷地が汚れている。そういうトイレを使うと履物も汚れる。履物に付着した糞尿で居住場所が汚れ、腸チフスやアメーバ赤痢のような胃腸関係伝染病の蔓延が続いている」と。

収容所の衛生施設における医薬品や消毒薬の不足は、より深刻な問題だった。事態は、捕虜収容者数が増えるにつれて悪化した。収容所におろされた医薬品一覧は、収容所における最低限の需要も満たせないほど貧弱なものだった。1948年後半まで収容所は医薬品や医療器具を十分支給されず、「ブドウ糖、解熱剤、強心剤、インフルエンザ予防薬など」必需品が著しく不足していた。

結核患者はすべてスパスクの第1分所に集められた。治療法は輸血、ブドウ糖及び生理食塩水注射、ニコチン酸やビタミンC、ビタミン療法であった。1946年10月時点で、結核患者564人中511人が日本人だった。

1946年1月〔カザフスタンの〕すべての収容所群〔労働大隊や病院を含む〕に病人の捕虜が3794人いたが、その年末には3585人に減り、1948年1月には2044人に減った。

以上から、カザフスタンにあった内務人民委員部／内務省捕虜・抑留者収容所につき以下のような総括的な特徴が導かれる。

1. カザフスタンでは1941年から1950年までに15の内務人民委員部／内務省捕虜・抑留者収容所が設立され、稼働していた。
2. 捕虜収容所とその分所はカザフスタン全域に分散された。収容所は、戦時・戦後の共和国経済発展の諸センターに合わせて配置された。
3. 収容所の人員は1945 - 1947年に最大であった。
4. 収容所は、労働利用という目的・任務の共通性、似通った給養及び規制条件（特別規制収容所たる第39収容所は除く）にもかかわらず、幾つかの個性と特徴を有していた。稼働期間、分所数、収容者数、民族的構成、〔職業〕カテゴリー、労働利用の規模、死亡率の違いである。
5. 稼働期間は、第99収容所が10年、第29が6年、第347が5年で、残りは4年から1年までだった。
6. カザフスタンの捕虜・抑留者収容所システムの中で主要な役割を果たしたのは第99収容所である。他の収容所と区別されるのは稼働期間、分所数、収容者数、民族的構成、〔職業〕カテゴリー、労働利用の規模、死亡率の大きさである。
7. カラガンダ州は、カザフスタンの中で収容所が最も多かった。
8. 15の収容所のうち、バルハシの第37収容所とクズイル・オルダの第468収容所は日本人のみだったが、残りは、いわゆる「西方人」と「東方人」の混合だった。
9. 捕虜・抑留者の民族的構成はまだら状だった。日本人とドイツ人が圧倒的多数で、ルーマ

¹（訳者註）これは、頻繁で激しい下痢のため、またトイレが遠くて厳寒の中では行きづらいという事情を理解していない叙述である。

ニア人、ハンガリー人、オーストリア人、イタリア人がかなりいた。

10. 収容所の多数の住居は荒石、レンガ、木でできたバラック・タイプか、半地下式住居だった。
11. 食糧、その他物品の供給は、収容所稼働の全期間を通して量的にも品目の点でもバラバラであり、ようやく1948年初頭に安定し始めた。
12. 収容所稼働期間における健康状態、病人と死者の数は、収容される捕虜・抑留者の状態、食糧保障及び衛生・医療サービスの量と質に応じて変化した。



栄養失調にかかった捕虜たち

〈出典： *Japanese Prisoners of War in Karaganda Oblast*
《Bolashak》 Karaganda University, 2011), p.942)